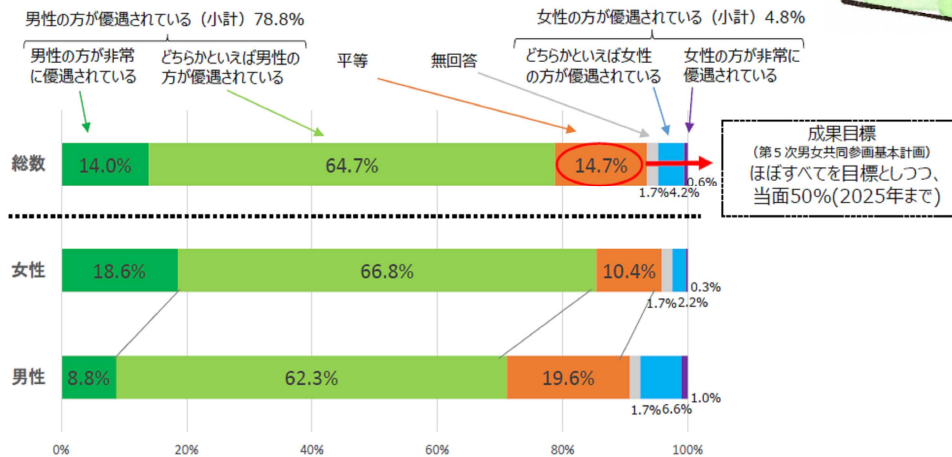


男女共同参画の現状とは...

日本は昔に比べると男女平等化が進んでいるように思われますが、2022年のジェンダー・ギャップ指数でみると、146か国中116位とかなり低い結果となっており、男女平等とはとても言えないのが現状です。今月号は男女共同参画の現状についてみていきましょう。

男女の平等感に関する意識

社会全体における男女の地位の平等感

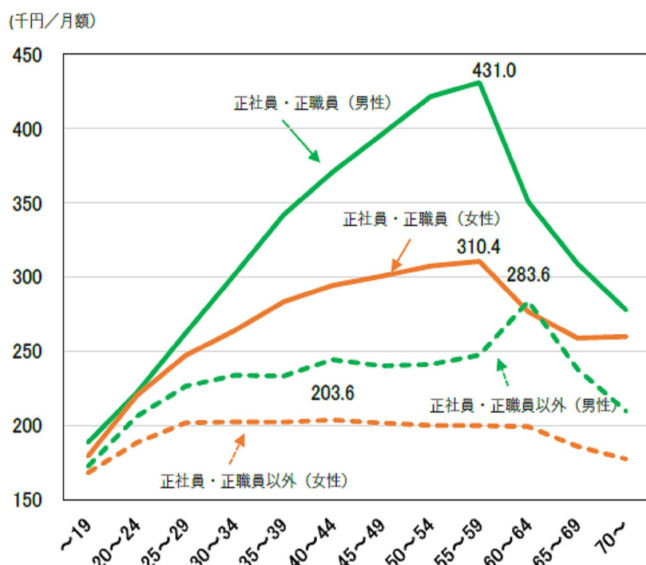


(出典) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和4年11月調査)

上記調査結果によると、男女の地位は平等になっていると思うかと聞いたところ、社会全体でみた場合には、「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が78.8%、「平等」とする人の割合が14.7%、「女性の方が優遇されている」とする人の割合にいたっては、たったの4.8%となっています。この結果から、ほとんどの人が男性の方が優遇されていると感じており、男女平等とは程遠い認識であるということがわかります。

給与額の男女格差

所定内給与額(雇用形態別・年齢階級別)



(厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」より作成)

給与金額は、正社員同士、非正規雇用労働者同士で比較しても、男女格差がかなりあり、年齢が高まるにつれてその差が拡大傾向にあることがわかります。

こういった意識調査や実態からみてもわかるように、今の社会は男女平等とは到底いえないような現状となっています。

次号では、男女平等を実現していくために国がどのような取組を進めていくのかご紹介していきます。

なごみ

第255号

2023年6月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

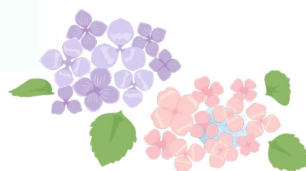
FAX 0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



6月1日は人権擁護委員の日です！



●人権擁護委員の日とは・・・

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

昭和57年から全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設事業を実施しており、毎年6月1日前後に、全国各地の公共施設、デパートなどにおいて特設相談所を開設しています。

●和束町の人権擁護委員さん

わたなべ リゅういちろう

渡邊 隆一郎 さん

なかしま おさむ

中嶋 修 さん

なかい かおる

中井 薫 さん

3人とも、とても優しく親身に相談に乗ってくださるので、ちょっとした相談事でも構いませんのでどうぞお気軽にご相談ください。



各種料金の支払いができます

ちょうみんぜい
町民税

こくみんけんこう
国民健康
保険税

こてい
固定
資産税

けいじどうしや
軽自動車
税

じょうげすいどうだい
上下水道代

かいご
介護
保険税

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券の販売もおこなっています

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

6月の相談日

月日・・・6月1日（木）・27日（火）
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課

（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

